

太子町子ども読書活動推進計画（案）

太子町
平成30年度

太子町子ども読書活動推進計画 目次

第1章	子どもの読書活動について	1
1.	子どもの読書活動の意義	1
2.	子どもたちの現状（アンケート結果から）	1
第2章	計画の基本的な考え方	2
1.	策定の経緯と目的	2
2.	計画の対象と期間	3
第3章	子ども読書活動推進のための取組	3
1.	家庭における読書活動の推進	3
2.	地域における読書活動の推進	4
3.	学校・園における読書活動の推進	5
4.	図書館における読書活動の推進	7
第4章	子ども読書活動の啓発・広報の推進	10
1.	「子ども読書の日」などにおける事業の実施	10
2.	啓発・広報の推進	10
資料	子どもの読書活動の推進に関する法律	11
	「太子町子ども読書活動推進計画」策定委員会 設置要綱	13
	「太子町子ども読書活動推進計画」策定委員 名簿	15

第1章 子どもの読書活動について

1. 子どもの読書活動の意義

子どもにとっての読書は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念において「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と明記されています。同時に、読書はそのものが楽しいことであり、それは生涯を通して味わうことができる楽しみとなります。

乳幼児期には、周りの大人から愛情のこもった言葉を耳から聞くことによって、言葉を獲得し、愛されているという実感を持つことができます。テレビやスマートフォンなどの機械の音ではなく、子守唄やわらべ歌を楽しみ、心のこもった言葉で絵本を読んでもらうという幸せな時間の記憶は、一生子どもの支えとなるでしょう。

学童期は、絵本や昔話、そして長編の物語へと読書の幅が大きく広がっていく時期です。登場人物に自分を重ね、困難を乗り越えて幸せな結末を迎える体験を積み重ねることによって、希望に満ちた未来を信じる力を養うことができます。また、物語を楽しみながら、想像力や読解力、洞察力などを身につけることができます。

子どもから大人への過渡期にあたる中学生・高校生の時期には、読書を通して人生のモデルとなる人物に出会ったり、自分の進む方向を決めるきっかけとなる本に出会ったりすることができます。読書が、自分自身を深くみつめ、生きる力を身につけ、自立した人間に育つ手助けとなるでしょう。

一方、子どもを取り巻く環境は、この10年で急激に変化し、インターネットやスマートフォンなどの影響で、読書そのものが危うい状況に陥っています。子どもにとって読書とは、人生をより豊かに、幸せに生きていく力を養うために不可欠なものであり、今の時代において、より一層重要なものになっていると考えます。

2. 子どもたちの現状（アンケート結果から）

太子町立図書館では、平成30年7月に、町内4小学校と2中学校の各学年1クラスの子どもたちと、4幼稚園の5歳児の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

5歳児の保護者の多くが子どもの成長に読み聞かせが必要だと考え、わが子が本が好きだと回答しています。週に1回以上、本を読み聞かせている家庭は8割以上になります。

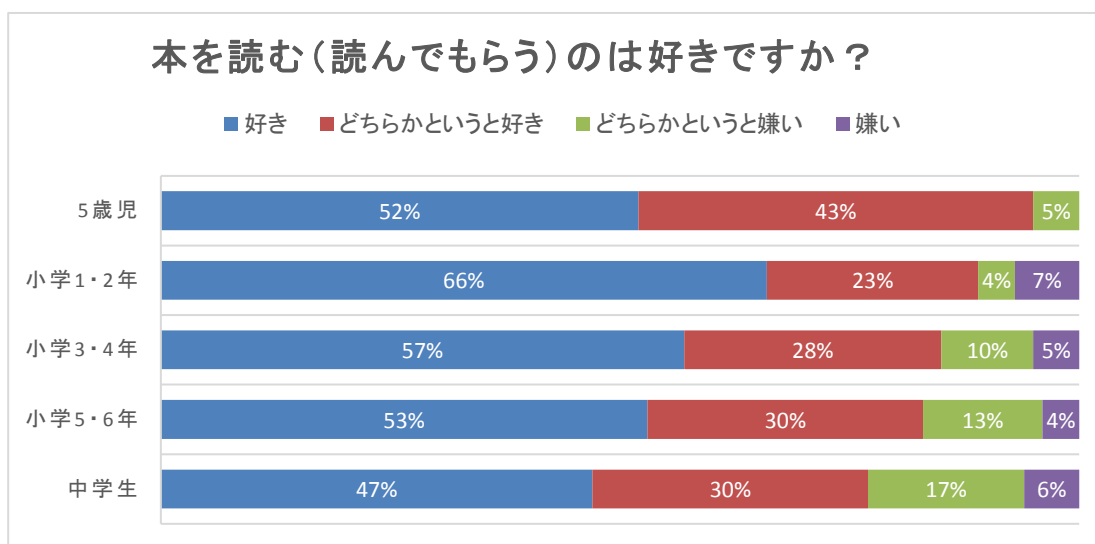
小学生では、低学年の9割近くが、「本を読んだり、読んでもらうのは好き」と回答し、中・高学年の4割以上が「1日に30分以上本を読む」と回答しています。本を好きな理由

は、「楽しいから、おもしろいから、色々なことが分かるから」と回答しています。

しかし、高学年になるにつれて、「本が好き」「どちらかという好き」という子どもが減少し、「嫌い」「どちらかという嫌い」と回答する子どもが増加し、中学生で2割強になります。

嫌いな理由の中で上位を占めるのは、「外で遊ぶほうが楽しい」「TVやゲームのほうが楽しい」ですが、学年が上がるにつれてこの2つの理由は減少し、読書そのものや、感想文を苦痛と感じる子どもが増えているようです。

図書館や学校図書室の利用は、小学生の半数近くが「よく利用する、時々利用する」と回答していますが、中学生になると、図書館を利用する子どもは2割強、学校図書室は1割強になります。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 策定の経緯と目的

平成12年にOECD（経済協力開発機構）が実施したPISA（学習到達度調査）で、日本では「楽しむために読書をしない」子どもの割合が高いという結果がでました。これにより、子どもの読書支援の動きが進み、国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第1次基本計画）が策定されました。平成30年4月には第4次の計画が公表されています。

兵庫県においては、平成16年に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」（第1次）が策定され、現在は第3次の計画が策定されています。

太子町においても、国や県の動向をふまえて、子どもの読書を支えるために図書館と学校・園、家庭や地域が連携して活動していくことを目的として、「太子町子ども読書活動推進計画」を策定します。

2. 計画の対象と期間

(1) 対象

概ね 18 歳以下のすべての子どもと、子どもの読書活動の推進に関わる保護者、学校・園関係者、ボランティア、行政関係者などを対象とします。

(2) 期間

2019（平成 31）年度から 2023 年度までの 5 年間とし、5 年間を目安として、必要に応じ、見直しを行うものとします。

第 3 章 子ども読書活動推進のための取組

1. 家庭における読書活動の推進

「現状」

幼稚園の 5 歳児の保護者へのアンケート調査より

- ・ 回答した保護者全員が子どもの成長に読み聞かせが必要と思っており、わが子が本を好きだと思っている保護者は 9 割以上です。
- ・ 週に 1 回以上、本を読み聞かせている家庭は 8 割以上あり、図書館を利用している家庭は 5 割以上あります。

小・中学生へのアンケート調査より

- ・ 「本を読んだり、読んでもらったのが好き」と回答した子どもは 8 割前後になり、小さいころ家の人によく本を読んでもらった、または時々読んでもらったと回答した子どもは、小学校高学年、中学生ともに、9 割前後います。本好きな子どもが大勢いる一方で、「読むのが大変」と回答した子どもは、1～2 年では 4%、3～4 年で 19%、5～6 年で 17%でした。3～4 年で大きく増加するのは、だんだん大人に読んでもらえなくなり、自分で読むようにと、いわれることが多くなるからではないかと推測されます。

「課題と取組」

小・中学生における課題

- ・ 図書館を利用しない子どものうち、「ひとりでは行けない」を理由にあげる子どもは学年が上がるにつれて減っていきませんが、高学年になるにつれて読書の「ほか

にしたいことがある」を理由にあげる子どもが多くなっています。遊びや学びの生活の中で楽しく読書ができる環境の整備が課題です。

- ・中学生は、読書時間が取れない理由として、部活動、塾、テレビ、インターネット等をあげていますが、中でもテレビ、DVD、インターネット、スマートフォン、ゲーム等の長時間利用が、読書から遠ざかる原因の一つになっているようです。

取組

- ・絵本やおはなしを、子どもにひとりで読ませるのではなく、身近な人の声で読み聞かせ、親子でともに本を楽しむ時間を持ちます。
- ・家族で図書館や移動図書館に行ったり、園や学校の図書室を利用して、長く読み継がれてきた選りすぐった本やおはなしの本に出会う機会を多くつくります。
- ・親子で、長時間のゲーム機器やスマートフォン使用の弊害を話し合い、使用のルールをつくります。

2. 地域における読書活動の推進

「現状」

(1) ボランティア

- ・読み聞かせボランティアのグループが町立幼稚園と小学校で活動しています。
- ・幼稚園の読み聞かせボランティアは、朗読ボランティアや絵本読み聞かせグループのメンバーを中心に運営されています。
- ・小学校の読み聞かせボランティアは、研修を受けた保護者を中心に運営されており、朝の読書の時間に、研修講師と図書館が選書した絵本や昔話集を読んでいます。また、本の修理など学校図書室の環境整備を手伝っているグループもあります。

(2) 公共施設

- ・児童館「ひまわり館」では、4～5歳児の「わんぱくくらぶ」に、おはなしの時間を設けており、月に1度、図書館司書によるストーリーテリングや絵本の読み聞かせを楽しんでいます。また、絵本の貸出も行っています。
- ・子育て学習センター「のびすく」では、年に1度、親子で図書館に来館し、おはなしの部屋で絵本を楽しんでいます。センターには選りすぐった絵本や育児書を備え、図書館員による絵本講座を開催しています。

(3) その他

- ・民間の学童保育園では、グループで図書館に行き、おはなしの時間に参加し、貸出を受けている団体もあります。

- ・太子町子ども読書活動推進計画の対象年齢からははずれますが、地域の福祉作業所では、図書館のおはなしの部屋で絵本を読んでもらい、施設でボランティアによる絵本の読み聞かせを楽しんでいる所もあります。

「課題と取組」

- ・ボランティアは、活動のより一層の充実を図るため、研修の機会を積極的に捉え、絵本や児童書への理解を深め、読み聞かせの技術向上を図ります。
- ・子どもに関わる施設の運営者は、子どもの読書への興味・関心を高めるため、図書館を積極的に利用し、子どもが絵本やおはなしを楽しみ、良い本にふれる機会をつくれます。

3. 学校・園における読書活動の推進

「現状」

(1) 保育所・幼稚園

- ・毎日、教諭に絵本を読んでもらい、友だちと喜びや楽しさを共有し、本好きな子どもが増えています。
- ・毎月、図書館司書やボランティアによるストーリーテリングや絵本の読み聞かせの時間を設けています。
- ・幼稚園には絵本の部屋があり、子どもたちは、読んでもらった本を探したり見たりするなかでいろいろな本に興味を持ち始め、絵本を借りて帰ることもできます。しかし、部屋が併設のため使用が制限されたり、本の数が十分でなかったりする園もあります。図書館で本を借り、より多くの絵本にふれる機会をつくっている園もあります。
- ・徒歩で図書館に行き、おはなしの部屋でストーリーテリングや絵本を楽しんだ後、好きな本を自由にながめ借りて帰る幼稚園や保育所があります。
- ・園児は毎月、個人用の絵本を購入し、1か月間、園で楽しんだり読んでもらった後、家に持ち帰ります。保護者には家庭での読み聞かせを呼びかけています。
- ・幼稚園は通信等で読み聞かせの大切さを伝え、おすすめの絵本の展示、参観日に親子で絵本を読むなど各園で工夫しながら、保護者へ読み聞かせの啓発を進めています。講演会を開催している園や、保護者全員に図書館報「書窓」を配布している園があります。
- ・町立幼稚園の教諭が合同で、図書館司書による絵本や読み聞かせの研修を受けています。

(2) 小学校

- ・4校とも図書室に学校司書は配置されておらず、担当教諭が購入図書の選書等の司書の役割を担っています。図書室は、昼休みや中休みに、図書委員会の児童や担当教諭によって運営されていますが、長期休業中は閉まっています。
- ・図書室のスペースも本の数も不足している学校があります。
- ・朝の読書の時間があり、読書指導の経験豊かな教員OBや図書館司書による研修を受けたボランティアが、週に1度低学年に、絵本や昔話を読み聞かせています。
- ・学期に1度、学級単位で図書館司書の訪問を受け入れ、2年生はストーリーテリングや絵本の読み聞かせ、5年生はブックトークを聞いています。
- ・授業内容に関連する本を図書館から借り出して提供したり、図書館で調べる宿題を出したりしている学校もあります。
- ・社会科見学で図書館を訪問し、図書館の利用方法や施設の概要を聞き、おはなしの部屋でストーリーテリングを聞く機会があります。

(3) 中学校

- ・2校とも図書室に学校司書は配置されておらず、担当教諭や司書資格を持つ地域のボランティアが、図書室利用のオリエンテーリング、ストーリーテリングやブックトーク、購入図書の選書や図書室の環境整備等の司書の役割を担っています。昼休みや放課後に開いており、図書委員の生徒や担当教諭が貸出を行っています。長期休業中は閉まっています。
- ・図書委員会で毎月本の紹介を発行している学校もあります。
- ・図書室のスペースや本の数は十分ではありません。
- ・2校とも、朝の読書の時間を設けています。

(4) 高等学校

- ・図書室に学校司書は配置されておらず、複数の担当教諭と図書委員が貸出を行います。図書室のスペース、本の数は十分ではありませんが、長期休業中も開いており本を借りられます。図書だよりを発行し、ビブリオバトルを開催しています。

「課題と取組」

- ・選書や展示など図書室の充実に努め、子どもたちに選りすぐった本を手渡すことができる選任の学校司書の配置が必要です。
- ・図書館の団体貸出等で、学級文庫や教材の補充を図り、子どもたちが良質で多様な本にふれる機会をつくります。
- ・学識経験者や図書館司書による研修を行い、保育士や教諭、保護者、ボランティアの本や読書への理解を深め子どもたちへの読み聞かせや本の紹介の機会を増やします。

- ・図書室の開館時間延長や貸出補助、環境整備を図るため、地域ボランティアの活用を検討します。

4. 図書館における読書活動の推進

図書館の歩み

1983(昭和58)年に開館した図書館は、長く読みつがれてきた質のよい児童書を提供する方針で選書をしています。児童室には、子どもたちにすすめたい絵本の表紙を見せて並べ、季節やテーマごとの展示、詩を掲示しています。児童室専用のデスクがあり、司書が子どもたちに絵本を読み、本を紹介し、質問や調べものに答えます。おはなしの部屋で、ろうそくの灯りのもとストーリーテリングを行うほか、学校、園でも、子どもたちの成長に合わせて読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークを行い、絵本や昔話、物語をともに楽しんできました。図書館から遠い地区へは移動図書館で本を届けています。

保護者や保育士、教諭、ボランティアなど、子どもと本に関わる人たちに向けて、図書館報「書窓」で児童書を紹介し、子どもの読書や児童文学について理解を深めるために、児童文学者や編集者による講演会やストーリーテリング研修講座を開催しています。

西播磨図書館連絡協議会として近隣の図書館と連携し、小・中学生向けの夏休み推薦図書リストを発行したり、図書館員の資質向上のための研修会を開催したりしています。

「現状」

(1) 乳幼児に向けて

- ・赤ちゃんと保護者が絵本を介してふれあう機会をつくるため、ブックスタート事業を実施しています。乳児が3～4か月から1歳になるまでの間に親子で図書館に来館してもらい、絵本とともにパンフレットを手渡し、保護者の相談に応じています。
- ・絵本の時間を開催し、おはなしの部屋で、2～3歳児が保護者と一緒に、司書による絵本の読み聞かせを楽しみます。読んでもらった絵本を借りていく子どもがたくさんいます。
- ・4歳以上の子どもを対象におはなしの時間を開催しています。
- ・保育所、幼稚園、児童館を訪問し、ストーリーテリングや絵本の読み聞かせを行っています。

(2) 小学生に向けて

- ・昔話や神話を素話で語るストーリーテリングは、子どもたちと本を結びつける効果的な方法です。図書館では、4歳から小学2年生までを対象にした「小さい人のおはな

しの時間」と、小学 3 年生から中学生を対象にした「大きい人のおはなしの時間」を開催しています。子どもたちは、司書やボランティアの語る昔話や神話のストーリーテリングを楽しみ、聞いたばかりのお話の本を借りていきます。

- ・児童室に入ってすぐの目につく場所に、季節や年中行事にちなんだ本を展示し、子どもたちによく利用されています。

- ・子どもたちの質問や疑問、調べものに本や資料で回答するレファレンスサービスを行っています。

- ・子どもたちの興味をひろげ様々な分野の本にふれるきっかけをつくるために、天文や考古学講座、折り紙や消しゴムはんこ教室、野鳥や植物の観察会を開催しています。

- ・学期ごとに 2 年生と 5 年生を全クラス訪問し、2 年生にはストーリーテリング、5 年生にはブックトークを行っています。冒険や動物などのテーマに沿った本を集めて紹介するブックトークは、子どもたちの興味をかきたて、放課後や休日に紹介した本のリストを手に、図書館に本を借りに来る子どもがたくさんいます。

- ・町内の全児童に、小学校の図書室担当教諭と西播磨図書館連絡協議会で共同編集した夏休み推薦図書リストを配布しています。リストには低学年向けと高学年向けがあり、絵本や物語、自然への興味を広げるノンフィクションを紹介しています。夏休み中は、リストに取り上げた本を展示し貸出しています。

- ・小学生 6 年生から高校 3 年生までの希望する子どもに、夏休みに図書館の仕事を経験してもらう「一日図書館員」を実施しています。

- ・学校と連携し、図書室の図書の選書や、授業内容に関連した本の団体貸出をしています。

- ・小学校の社会科見学を受け入れ、図書館の利用方法や施設の概要を説明し、おはなしの部屋でストーリーテリングをします。

- ・小学校の読み聞かせボランティアと連携し、絵本の選書や読み聞かせの研修、運営の相談を受けています。

- ・学校図書室や学級文庫の補充用に、除籍図書や寄贈図書を提供しています。

(3) 中学生に向けて

- ・町立中学校の全生徒に、西播磨図書館連絡協議会で共同編集した夏休み推薦図書リストを配布しています。

- ・中学 2 年生の「トライやる・ウィーク」を受け入れ、本の整理や登録、絵本の読み聞かせなどの体験を通じて図書館司書の仕事を理解し、進路を考える機会を提供しています。

- ・年 2 回、中学生から大人まで参加できる「13 歳からの読書会」を開催しています。課題となっている 1 冊の児童文学について様々な年代の人が感想を自由に語り合う読書会は、参加者同士が本の楽しみを分かちあう場であり、子どもたちの読書の幅を広

げる機会になっています。

- ・学校図書室や学級文庫の補充用に、除籍図書や寄贈図書を提供しています。

(4) 高校生に向けて

- ・太子高校で開催される、保育士を目指す生徒への絵本講座や、様々な職業人の話を聞く「仕事ナビ」に、司書を派遣し、絵本や図書館について理解を深めてもらうとともに、図書館利用のPRをしています。
- ・太子高校との連携を目的に「13歳からの読書会」を定期開催し、図書室担当教諭と図書委員の生徒と地域住民、司書が、本の楽しみを分かち合っています。

「課題と取組」

- ・子どもの利用は毎年度減少しており、原因の1つにスマートフォンやゲーム機器の長時間使用が考えられ、読書への興味を一層喚起する必要があります。
- ・絵本の読み聞かせ、昔話や物語のストーリーテリング、展示の工夫で子どもたちの興味を引き出し、それぞれの子どもの成長にふさわしい本を手渡します。
- ・保護者には、ブックスタートを始め様々な機会に、子どもの読書について助言をし、年齢に応じた児童書を紹介し、質問に答えます。
- ・学校・園と連携し、図書館に来館しにくい家庭には園や学校から本を貸出し、保護者に読み聞かせてもらうよう働きかけます。
- ・読書講座、講演会等（保護者・一般向け）や児童向け講座を開催します。
- ・ホームページやフェイスブックでの情報発信に努めます。
- ・学校・園への学級訪問や来館の受入、教材の補助資料の提供等、教諭や保育者との連携を継続します。
- ・ボランティアの養成を継続します。

第4章 子ども読書活動の啓発・広報の推進

1. 「子ども読書の日」などにおける事業の実施

4月23日の「子ども読書の日」や10月27日の「文字・活字文化の日」を中心に、関連機関と連携協力し、子どもの読書活動の推進に力を注ぎます。

2. 啓発・広報の推進

- ・子どもの読書活動を推進するために、子どもの読書の意義や必要性を認識してもらい、啓発活動を行い、家庭・学校・地域・関係機関などが一体的に読書を推進させるネットワークを構築します。
- ・1日の中でわずかな時間でも読書する習慣が身につくよう、さまざまな機会に、読書推進の周知・啓発に努めます。

(1) 図書館における啓発・広報

- ・図書館ホームページ、フェイスブック、館報「書窓」、広報たいしを通じて町民に周知し、家庭や地域での図書館利用を促進します。
- ・乳幼児期から本に親しむことの大切さを保護者に伝えるため、ブックスタートを継続します。
- ・館内でのおはなしの時間・絵本の時間の開催、学校・園への訪問、小・中学生への推薦図書リスト配布、読書会などにより、子どもたちに読書の楽しさを伝えます。
- ・保護者と子どもに関わる大人に向けて、本や読書について学ぶ読書講演会や研修講座を開催し、すそ野を広げる活動に取り組みます。

(2) 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校などにおける啓発・広報

- ・学校園の通信や読書講演会開催などを通して、子どもたちや保護者に読書の楽しさを伝えます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

発令 　　：平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号

最終改正：平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号

改正内容：平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号[平成 13 年 12 月 12 日]

○子どもの読書活動の推進に関する法律

〔平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号〕

〔文部科学大臣署名〕

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施され

るよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

太子町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき、太子町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、太子町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 推進計画の基本方針に関すること。
- (2) 推進のための具体的な取組に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱、又は任命する。

- (1) 社会教育審議会委員
- (2) 中学校代表者
- (3) 小学校代表者
- (4) 保育所・幼稚園代表者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 子どもの読書に携わる住民代表
- (7) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、推進計画策定をもって終了とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会太子町立図書館において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集する委員会は、第6条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(要綱の効力)

3 この要綱は、推進計画が策定されたときにその効力を失う。

第3条第2項による委員

	氏名	備考
(1) 社会教育審議会委員	室井 美千博	
(2) 中学校代表者	糸井 香代子	太子東中学校長
(3) 小学校代表者	徳富 伸吾	太田小学校長
(4) 保育所・幼稚園代表者	改發 裕子	石海幼稚園長
(5) 学識経験のある者	芦田 悦子	
(6) 子どもの読書に携わる住民代表	財津 優子	
	玉田 あい	
(7) 行政代表者	改野 学由	管理課副課長